

## 結婚擧式日と婚姻届出日との間隔

岡崎 文規

根村 當三郎

昭和十三年の「人口動態統計」によれば、東京市における初婚者の平均婚姻年齢は、男子にあつては三〇・〇一九歳、女子にあつては二五・六五五歳である。しかしこの婚姻年齢は婚姻届による法律上の婚姻年齢である。結婚擧式の日直ちに婚姻届を出し、事実上の婚姻日と法律上の婚姻日とが全く合致してゐる場合もあらうが、わが國においては、この兩期日間に、ある間隔の存するのが普通であるやうに思はれる。

都市における出生率が、地方に比較して、低い原因の一つとして、都市における平均婚姻年齢が、地方におけるよりも高い事實が擧げられてゐる。昭和十三年における女子初婚者の平均婚姻年齢をみると、全國では二四・四一四歳であるに對して、人口十萬以上の都市では二五・五八三歳である。すなはち都市における女子初婚者の婚姻年齢は、全國に比較して、一・一六九歳だけ高くなつてゐる。結婚擧式日と婚姻届出日との間に存す

る間隔が全國と都市とを通じて同一であるならば、例へば一年であるならば、婚姻年齢の差は一・一六九歳であるが、もしその間隔が、全國においては二年であり、都市においては一年であるならば、實際の婚姻年齢の差は二・一六九歳でなければならぬ。

結婚擧式日と婚姻届出日との間には、どれだけの間隔があるか、またその間隔は地方と都市とでは、どれほどの差があるかを明かにすることは、興味ある問題であるばかりではなく、婚姻政策の資料としても意義あるものと信ずるのである。従来、かゝる調査は全く行はれなかつたものの如くであるが、當研究所で實施した初婚者の結婚費用調査においては、結婚擧式の年月日と婚姻届出の年月日とを調査項目に加へたから、この間隔に關する調査結果を、こゝで發表する次第である。ただこゝで發表するのは東京市の分のみであつて、初婚者の結婚費用調査は、引きつゞき大阪市および山形縣他四縣の農村において實施中であるから、いづれ調査票を整理して、大阪市および農村の分も發表することが出来るであらう。

## 二、

すでに拙稿「初婚者の結婚費」(人口問題研究第二卷第七號)において述べた如く、調査客體の總數は六七三である。結婚擧式日と婚姻届出日との間隔を、月數でもつて示すと、全體で六・六三九月であつて、その平均は九・八六月である。すなはち平均的にみるならば、結婚擧式後九・八六月にして婚姻届出をなしてゐる。

全體の平均では、この間隔は九・八六月であるが、ある者は結婚擧式と同時に、ある者は結婚擧式後一ヶ月以内に、またある者は結婚擧式後數ヶ月或ひは數十ヶ月にして婚姻届をなす者もあらう。そこで結婚擧式日と婚姻届出日との間隔別に、婚姻數の分布を示せば左の第一表の如くである。

第一表 結婚學式日と婚姻届出日との間隔別による婚姻數の分布

間隔	實數	百分比	間隔	實數	百分比
〇ヶ月	九	一・三四	二四―二五	三	〇・四五
一ヶ月未満	六九	一〇・二五	二五―二六	二	〇・三〇
一―二	五九	八・七七	二六―二七	四	〇・五九
二―三	二二	一・七八	二七―二八	一	〇・一五
三―四	六	〇・八九	二八―二九	二	〇・三〇
四―五	一五	二・二三	二九―三〇	四	〇・五九
五―六	三五	五・二〇	三〇―三一	一	〇・一五
六―七	四九	七・二八	三一―三二	三	〇・四五
七―八	五五	八・一七	三二―三三	一	〇・一五
八―九	五五	八・一七	三三―三四	六	〇・八九
九―一〇	六一	九・〇六	三四―三五	二	〇・三〇
一〇―一一	四八	七・一三	三五―三六	一	〇・一五
一一―一二	四六	六・八四	三六―三七	一	〇・一五
一二―一三	二四	三・五七	三七―三八	二	〇・三〇
一三―一四	一八	二・六七	三八―三九	三	〇・四五
一四―一五	六	〇・八九	三九―四〇	一	〇・一五
一五―一六	三	〇・四五	四〇―四一	一	〇・一五
一六―一七	七	一・〇四	四一―四二	一	〇・一五
一七―一八	七	一・〇四	四二―四三	一	〇・一五
一八―一九	六	〇・八九	四三―四四	一	〇・一五
一九―二〇	二	一・七八	四四―四五	四	〇・五九
二〇―二一	一〇	一・四九	四五―四六	二	〇・三〇
二一―二二	七	一・〇四	四六―四七	一	〇・一五
二二―二三	七	一・〇四	四七―四八	一	〇・一五
二三―二四	二	〇・三〇	四七―四八	一	〇・一五
合計	六七三	一〇〇・〇〇	四九以上	一	〇・一五

第一表でみると、結婚學式と同月に婚姻届をなす者は甚だしく、六七三の婚姻中、僅か九であつて、全體の一分三厘に過ぎない。結婚學式後、一ヶ月未満で婚姻届をなす者の割合は最も多く、全體の一割強に達してゐる。この間隔が一ヶ月以上三ヶ月未満の者も相當に多く、全體の八分八厘弱を占めてゐる。

しかるに、この間隔が二ヶ月乃至五ヶ月のところでは、婚姻數は著しく減少し、五ヶ月以上になると、婚姻數は再び増加してゐる。結婚學式後の婚姻届は、二ヶ月乃至五ヶ月のところでは、激減することは、その本來の性質によるものであるか、或ひは觀察數が十分でないことに原因してゐるものであるかは、いま簡單に斷定することは困難である。この點については、いづれ大阪市および農村の資料を整理した上で、検討を加へることにしたい。

結婚學式後の婚姻届は、五ヶ月乃至十二ヶ月のところも相當に多く、いづれも七分乃至九分を示してゐる。そして結婚學式後一ヶ年以内の婚姻届は、全體の七割七分に達してゐる。

結婚學式後、一ヶ年以上を經過して婚姻届をなす者は著しく減少してゐるが、最も甚だしいのになると、結婚學式後四十七ヶ月すなはち四年以上を經過して婚姻届をなしてゐる例さへある。結婚學式後一年以上二年未満で婚姻届をなした者の割合は、全體の一割七分二厘、結婚學式後二年以上三年未満で婚姻届をなした者の割合は、全體の四分二厘弱、結婚學式後三年以上で婚姻届をなした者の割合は、二分五厘強である。

次に結婚學式日と婚姻届出日との平均間隔を、夫の職業別に示すと、第二表の如くである。

第二表 夫の職業別による結婚式日と婚姻届出日との

平均間隔

自由業者	九・一〇月
中小商工業者	一一・一三月
俸給生活者	六・八二月
工場労働者	一一・〇七月
交通労働者	九・三九月
日傭	一四・〇七月
其ノ他ノ労働者	一三・三〇月

第二表でみると、俸給生活者の六・八二月が最も短かく、これに次いで自由業者の九・一〇月、交通労働者の九・三九月が短かい。これに反して日傭の一四・〇七月、其の他の労働者の一三・三〇月が最も長い。これによつてみると、結婚式より婚姻届出の時間的間隔は、平均的にいつて、教育程度の高き職業層ほど短かく、労働者としても教育程度の最も低いと思はれる日傭において最も長い。

## 獨逸に於ける兒童扶助金制度の 改正と最近各國の強制家族手當 制度の概観

本 多 龍 雄

前稿「ナチス民族人口政策摘要」中多子家族への兒童扶助金交付の制度に關する

獨逸に於ける兒童扶助金制度の改正と最近各國の強制家族手當制度の概観

紹介で、本年年首以降に極めて調期的な改正が行はれてゐたことを資料の缺號の爲に迂迴にも見落して了つたので、前稿補完の意味を兼ねて右改正の概要を紹介し、併せて最近各國の強制家族手當制度の概観的介绍を試みることにする。

### 解題餘談

人口政策といへば西洋では先づ墮胎の禁壓、それから多分に懲罰的意味をもつた獨身税や結婚資金の貸付、或は種々の出産賞與金の交付制度といつたやうなものが特に印象的で、人口増強に腐心する各國にして何らかの形でこれらの方策を試みないものはないといつてよいが、併しこの種の禁止懲罰的立法や一時的な助成金貸與の方策には弊害はないとしてもその効果には限度があり、現下の人口増強政策の中心の方策とするに足りない。いひかへれば近代文明國の凡てが一樣に當面してゐる出産減退といふ國際的現象はそのやうな刺戟は強いが一時的で且つ外面的な方策を以ては救済し難いほどその根を更に深いところにもつてゐるといふこともできよう。

近代資本制社會の社會經濟組織と之に伴ふ諸結果とに對する原則的な自省に俟つことなしには刻下當面の人口問題は之を語るに由ないわけで、出産力減退は近代社會の弊弊によつて畸形化された人間性そのものを回復することなしには待望し難いともいへよう。敢て原始社會を禮讚する文化否定をいふのではない。我々が社會といひ文化と稱するものが實は未だ本當のものではないといふ意味である。人口政策を國策の第一義に置いてゐる獨逸、伊太利等に等しく全國民的規模の國民厚生運動が行はれてゐる理由も亦そこにあるといつてよく、ナチス國民厚生團の行き届いた母子救護事業の如き單なる乳幼児死亡率の低下運動といふよりは寧ろ本當の出産力向上方策と稱すべきものともいへると思ふ。たゞ現實社會の社會的弊弊に對す